

お知らせ

2019年10月25日
九州電力株式会社

川内原子力発電所に関する安全協定の運用に関する覚書の一部を改定しました

当社は、川内原子力発電所の運営に関して、周辺地域の住民の皆さまの安全確保と環境の保全のため、鹿児島県及び薩摩川内市との間で「川内原子力発電所に関する安全協定書」（安全協定）を締結し、また本協定の施行に必要な具体的な事項を「川内原子力発電所に関する安全協定の運用に関する覚書」に定め、適正に運用しています。

この度、「川内原子力発電所に関する安全協定の運用に関する覚書」について、関係法令の改正に伴い、一部を改定しましたのでお知らせします。

【改定内容】

- ・国への放射線管理等の報告に関する関係法令の改正に伴い、報告時期を変更

当社は、今後とも安全協定及び覚書を適正に運用することにより、地域の皆さまの安全確保及び周辺環境の保全に万全を期してまいります。

以 上